霧島市内に事業用資産をお持ちの方へ

償却資産(固定資産税)申告のお知らせ

霧島市役所税務課固定資産税グループ

1 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法上の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。霧島市内に事業用資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただく必要があります(地方税法第383条)ので、申告書を作成のうえ、裏面の提出先までご提出をお願いいたします。

2 償却資産の対象となる資産

※下記に掲載のない事業用資産も償却資産となりますので、すべての資産を漏れなくご申告ください。

共通

駐車場設備、舗装路面、門、フェンス、塀、外灯、広告塔、看板、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン(壁掛け式のもの)、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、屋外の給排水・電気・ガス工事、LAN設備など



3 少額の減価償却資産の取扱い

取得価額	10万円未満	10万円以上	20万円以上	30万円以上	
償却方法	T 0 \21 1\1\1\1\1	20万円未満	30万円未満	0 0 7 1 1 3 1 2	
①一時損金算入	申告対象外				
② 3 年一括償却	申告刘	寸象外			
③ リース資産	申告刘	寸象外	申告対象*		
④ 中小企業特例	申告対象				
⑤個別減価償却	申告対象				

※リース資産は原則としてリース会社が申告しますが、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償 又は名目的な対価により譲渡する条件のリース取引等の場合は賃借人(実質的な買主)が申告してください。

4 家屋と償却資産の区分

※貸店舗などにおいてテナントが取り付けた建築設備等(特定附帯設備)は、テナント(借主)側が申告してください。

=0./#//>	設備等の内容		家屋と設備等の所有関係			
設備等の 種類			同じ場合		異なる場合	
俚积		家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装·造作等(床·壁·天井仕上、店舗造作等工事一式)	0			0	
電気設備	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備、中央監視設備、LAN 設備		0		0	
	電灯コンセント設備・照明器具設備のうち屋内設備一式、避雷設備、火災報知設備	0			0	
	電灯コンセント設備・照明器具設備のうち屋外設備一式、電力引込工事		0		0	
	動力配線設備(特定の生産又は業務用設備のためのもの)				0	
	動力配線設備(上記以外のもの)	0			0	
	電話設備、放送・拡声設備、監視カメラ(ITV)設備のうち、各種機器類		0		0	
	(電話機・交換機等、マイク・スピーカー・アンプ等、受像機(テレビ)・カメラ・録画装置等)				0	
	電話設備、放送・拡声設備、監視カメラ(ITV)設備のうち、配管・配線・端子盤等	0			0	
給 排 水	給排水・ガス設備のうち、屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備のためのもの		0		0	
ガス	給排水・ガス設備のうち、屋内配管及び屋内に給水するための高架水槽・受水槽・ポンプ	0			0	
給 湯	給湯設備のうち、電気温水器・湯沸器用の局所的なもの、特定の生産又は業務用設備のためのもの		0		0	
消火	給湯設備のうち、ユニットバス、床暖房用等のもの及び中央式給湯設備	0			0	
衛生設備	消火設備のうち、屋外消火栓設備、消火器・避難器具・ホース・ノズル・ボンベ(家屋と一体でないもの)		0		0	
	消火設備のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等(家屋と一体のもの)	0			0	
	衛生設備一式(洗面器、大小便器等)	0			0	
空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		0		0	
	上記以外の設備	0			0	
その他の	運搬設備のうち、工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		0		0	
設備等	運搬設備のうち、エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)	0			0	
	厨房設備のうち、顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店·ホテル·百貨店等)、寮·病院·社員食堂等の厨房設備		0		0	
	厨房設備のうち、上記以外の設備	0			0	
	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、		0		0	
	簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等	<u> </u>				
外構工事	工事一式(門·塀·緑化施設等)		0		0	

5 国税の取扱いとの違い

項目		国税(法人税・所得税)の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い		
償 却 計 算 の 基 準	Ш	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)		
減価償却の方	法	定率法、定額法等の選択制度	「固定資産評価基準」に定める減価率(原則として旧定率法)		
前年中の新規取得資	産	月割償却	取得月によらず半年償却		
圧 縮 記	帳	認められます。	認められません。		
特別・割増・即時償却(租税特別措置法)		認められます。	認められません。		
評価額の最低限	度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5		
中小企業特例を適用した損金算	入	認められます。	金額にかかわらず認められません。		

6 申告の手続き

(1)提出書類

償却資産の申告に関しては、以下の書類をご提出ください。

①償却資産申告書 ②償却資産種類別明細書

※上記①・②は霧島市ホームページからダウンロードできますが、郵送も承りますので下記までご連絡ください。

(2) 申告書等の提出方法

霧島市役所税務課固定資産税グループ(本庁国分庁舎1階)まで直接ご提出いただくか、郵送でお送りください。 ※償却資産の申告には、簡単で便利な eLTAX(電子申告)もご利用できますので、ご活用ください。

(3) 申告期限

申告書の提出期限は毎年1月31日です。期限間近は大変混雑しますので、お早めの申告にご協力ください。

■提出先・お問い合わせ先

霧島市役所総務部税務課固定資産税グループ 〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 4 5 番 1 号 TEL 0995-45-5111 (内線 1381~1386)

E-mail zeimu@city-kirishima.jp